

2017年12月12日：平成29年第5回定例会（第4日）議事録

○丹下大輔議員 議席番号1番、権輿会の丹下大輔でございます。通告に従いまして、本市の災害時における危機管理体制と選挙公報、この2つの視座から、お尋ねいたしたいと存じます。ご答弁のほど、心からお願い申し上げます。

さて、本年の日本列島は幾度となく押し寄せる大型台風の襲来により、甚大な水害に見舞われる1年でありました。7月の九州北部豪雨、9月の台風第18号、10月の台風第21号は、政府による激甚災害指定とする閣議決定がなされ、とりわけ本市も9月17日から18日の台風第18号上陸による豪雨災害は、大自然の爪跡を残し、被害の大小かかわらず、いまだ復旧の足音が鳴り響くさなかであります。

大雨による総雨量も、玉川町木地で379ミリ、山路で160ミリ、大三島で94ミリを観測。また、9月17日、14時30分から16時までの間、断続的に玉川、菊間、大西、朝倉地区に避難準備・高齢者等避難開始、その後、朝倉地区の一部で避難勧告が発令されました。また、蒼社川は16時30分ごろに氾濫危険水位2.85メートルに到達し、1万705世帯、2万4,665人に避難準備、そして2万8,415世帯、6万1,532人に避難勧告が発令される非常事態となったことはご案内のとおりでございます。

いわば、これまでの地理的、あるいは地政学的な安全神話はもろくも崩れ去り、50年に1度どころか、来年、そして再来年も同様規模の豪雨災害が発生するリスクを本市も背負っていると言っても過言ではありません。

私の地元の話で恐縮でございますが、波止浜地区は避難準備・勧告が発令されなかったものの、波止浜町内や地堀地区の一部で道路が冠水、波止浜湾内から金子川、そして高部地区土手の樋口川にかけても河川氾濫危険箇所があり、波止浜地区の消防分団員各位が出動されまして、土のうを積む対応や、また浸水箇所における水の掃き出し、また波止浜校区自治会長初め、各单位自治会長各位が被害発生の有無や避難状況確認にご奔走されました。さらには、1,620名に上る本市職員、また消防職員、各地区消防団各位の出動により、人命が脅威にさらされることなくこの危機を回避されたことに、関係各位の皆様方に対し、議会人として心より御礼を申し上げますとともに、被災された市民の皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

まさに日常的な生活の営みと景色は、天変地異や自然災害が発生した瞬間に、人智をはるかに超越した非日常へと一変し、有事の世界となります。この有事に際し、自助、共助を基点としながらも、政治は強靱で、そしてしなやかなガバナ

ンスと危機管理のもと、目まぐるしく変貌する事態に対し、的確かつ正確な指示を果敢に展開する、これが東日本大震災を初めとする大規模災害で日本と日本人の心に刻まれた教訓であります。

私は、今般の本市における防災危機管理体制を鳥瞰した際、日常からの災害情報の提供や市政出前講座、防災訓練、防災教育など、ソフト面における市民への防災意識向上施策が複合的に機能し、一定の効果があったと言えます。一方で、むしろ考えなければならないのは、9月17日3時19分に暴風・波浪警報が発表され、水防本部の設置、その後15時40分に災害対策本部に移行され、翌18日1時19分に解散となった、いわばこの時間的空間は、非日常、有事を指すわけではありますが、私はこの狭義の危機管理の視点に立てば、「喉元過ぎれば熱さを忘れる」との故事にあるとおり、今般の被害が人命に脅威が及ぶ事態に至らなかったことに決して安堵することなく、また忘却のかなたに追いやることなく、今治市地域防災計画や今治市水防計画に基づく適切な運用がなされていたか、また災害対策本部内部における各所掌業務が機能的役割を果たしたのか、ガバナンス的視座からも、これらの教訓を余すことなく総括し、次なる災害に生かし切る丁寧な検証は焦眉の急と言えます。すなわち、今を生きる世代の命を守り、いまだ見ぬ世代に対しての未来へのきずなと将来への備えを紡ぐ確かな一步は政治の責任であります。

そこでお尋ねをいたします。

1番目、今般の台風第18号による本市の防災危機管理体制の教訓と総括についてご所見をお聞かせください。

また、2番目、これらの教訓をビルドインし、今治市地域防災計画や今治市水防計画を修正するお考えがあるか、見通しをお示しください。修正するとするならば、いかなる趣旨で改定をするのかについてもお聞かせください。

関連で、災害対策本部による各校区に対する避難準備、避難勧告等の情報伝達と連絡系統について、ガバナンスの切り口からお尋ねをいたします。

市民の声として、9月17日に発令された避難準備、避難勧告の対象地域、またそれ以外の地域においても、水害が多方面に拡大する中、災害対策本部から各校区の自治会長に情報伝達された地域とされなかった地域に格差が生じ、各地域内に困惑と混乱が生まれたとのご意見を頂戴しております。もちろん、災害対策本部は、災害時にラジオやテレビ、防災行政無線や広報車等、不断に市民への災害情報の発信を展開されていることは承知しておりますし、情報を取得する市民は、この情報に基づき、原則は自主避難が要諦であります。ところが、災害対策基本法第51条において、「地方公共団体の長その他の執行機関は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない」と規定されております。ここで言う情報の収集及び伝達は、自

治会を通じて、全ての市民に対し、避難準備や避難勧告といった市民の生命と財産の保持にかかわる第一次情報をいかに迅速に果敢に伝達するか、ここがガバナンスと危機管理上、大いなる問題の本質と言えます。

その上で、今治市地域防災計画、そして今治市水防計画を概観いたしましても、自主防災組織に関する事項には、災害対策本部から各自治会、各自主防災組織にどのような意思系統で避難準備・勧告の情報伝達が行なわれるかについての明確な記載が見受けられませんでした。つまり、災害対策本部が主導的役割を果たし、各自治会、自主防災組織との連携、また明確な情報伝達と役割分担が行なわれているのかについて、重大な疑問を呈さざるを得ません。事態が急変する有事において、本部による電話等の確かな連絡手段で、本市 27 地区自治会に対し、スピード感と一貫通貫した情報伝達、すなわち私流に言えば、命を守る連絡網を一刻も早く整備し、人命に脅威がさらされるリスクを低減、回避をすることこそ最重要課題と位置づけるべきではないでしょうか。これが実質的機能化することで、一般の台風豪雨災害のみならず、将来的に発生が予測される南海トラフ地震にも必ずや生きるものと確信するものであります。

そこでお尋ねいたします。

3 番目、9 月 17 日、災害対策本部から避難準備・勧告発令時に、対象地域への各自治会、自主防災組織にどのような連絡網で情報伝達されたかお示してください。また、仮に連絡網が未整備ならば、命を守る連絡網の構築は焦眉の課題と考えますが、整備の見通しについてのご所見をお聞かせください。

次に、今治市長選挙並びに今治市議会議員選挙における選挙公報についてお尋ねいたします。

21 世紀に入り、先進国、中進国を問わず、公開と説明を使命とする政治文化をつくらなければならない、すなわち熟議の民主主義、あるいは民主主義の民主化を各国は追求してきました。我が国の統治構造は代議制民主主義を採用し、主権者たる国民、あるいは市民の民意は、選挙による投票行動によって、国政は衆参両議院による議員内閣制、また地方自治体は首長と議会議員で構成する二元代表制によって、政治的レジティマシー、つまり正統性が生まれ、国家の経営、自治体の経営が行われます。これらの基盤をなす選挙において、平成 27 年 6 月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、選挙権年齢が満 18 歳以上の引き下げによる歴史的な法改正が行われました。ところが、若年層における投票率はいまだ低位を推移し、本市選挙管理委員会も懸命に啓発活動に注力されておりますが、良好な改善は見られず、いまだ課題は残された状態であります。政治的正統性を生み出す選挙、投票行為に関心が及ばず、低投票率という極めて深刻な問題は、当然、為政者のビヘービアも自問自答し、反すうしなければなりません。いま一度、民主主義のインフラ整備も再考すべきであります。

ことし3月に発表された明るい選挙推進協会による第24回参議院議員通常選挙全国意識調査によれば、有権者による選挙運動媒体の高い接触度は、46.7%が「候補者のポスター」、44.8%が「候補者の政見放送・経歴放送」、次に38.6%が「選挙公報」の順であり、そのうち、有権者が接触した媒体が実際に投票行動に役立った有用度も、「候補者の政見放送・経歴放送」が20%、「選挙公報」が18%の順となっております。

これらの調査結果を演繹的に本市へと目を転じたとき、本市選挙管理委員会主管で実施される市長並びに市議会議員選挙において、いまだ選挙公報は発行されておらず、最も市民生活に密接化した選挙においても、選挙運動媒体の接触度と有用度の数値の高さを誇る選挙公報は、まさに一考の価値があると考えます。

また、愛媛県内他の19市町で選挙公報が導入されている自治体を調査したところ、松山市、西条市、新居浜市は既に導入されており、本市と総人口、総有権者数が同規模である全国の15の自治体のうち、14の自治体が既に選挙公報を発行しているということが判明しました。他方、近年、選挙運動媒体の主流と見られるインターネットを利用した選挙運動は、年齢層によってはインターネットを利用されない方もいらっしゃるかと推察いたしますし、全ての立候補者がインターネットを通じて情報を発信されているわけでもございません。さきの調査によれば、SNSやホームページ等の媒体の接触度は7.7%、有用度は4.6%であり、選挙公報と比較しても低数値であります。

そこで、全ての有権者と候補者との関係において、情報の非対象性や情報格差の是正、またローカルマニフェスト運動が全国的波及傾向にある中、政策本位、政策起点による政治文化の醸成、さらには真に独立自尊の自治体経営の視座からも、本市において選挙公報を導入すべきと考えます。

そこでお尋ねをいたします。

1番目、今治市長選挙並びに今治市議会議員選挙における選挙公報の発行について、法的に発行することは可能かをお示しくください。

あわせて、2番目、法的に発行可能とするならば、本市としてどのような手続が必要かをお示しくください。

3番目、その上で私は、投票率向上と啓発促進、さらには民主主義のインフラ整備の観点からも、例えば、次期今治市長選挙並びに今治市議会議員選挙から実施をすべきと考えますが、そのご所見についてもお聞かせください。

以上、2つの視座からの質問といたします。ご答弁のほど、お願いを申し上げます。

以上です。

○谷口芳史副議長 答弁を求めます。

○菅 良二市長 丹下議員ご質問の台風第18号被害からみる本市の災害時における危機管理体制についてのうち、1番目の台風第18号による本市の防災危機管理体制の教訓と総括についてに関しまして、私からお答えさせていただきます。

今回の台風18号は、国から激甚災害の指定を受けるほどの甚大な被害をもたらしました。道路、農業施設など、公共施設で600件余りの被害があり、現在、復旧等の作業を急いでいるところでございます。また、床上・床下浸水や農作物の被害など、被災されました方々には心からお見舞い申し上げますとともに、水防活動に従事いただいた消防団を初め、地域住民の皆様のご協力に対し、この場をおかりしまして深く感謝申し上げます。

防災危機管理には、しっかりとした備えと、起きた災害に学び、次なる備えに生かしていくという不断の作業、努力が何より重要であると考えております。議員ご心配の点も含め、早速取り組みを進めているところでございます。

今回の台風18号発生時には、避難所の開設周知方法の充実、備蓄物資の確保、電話網の改善、体育館のトイレの問題など、市民の皆様からさまざまなご意見をいただいております。

避難所の開設とその周知につきましては、迅速かつ適切に行っておりますが、これまでの周知体制の整備充実に加え、市のホームページに掲載することとしております。

避難所の開設についてでございますけれども、主に小学校、中学校にお願いすることが多うございましたが、我々市役所職員だけではなく、校長を初めとする先生方に避難受け入れ体制の整備で大変なご尽力をいただいた。過去にもいただいておりますが、今回、その感ひとしおでございました。久しぶりの豪雨でありました。緊張もいたしました。しかし、市役所だけでなく、外部といいますか、学校現場におきましても、しっかりと対応して下さったことが印象的でございます。

備蓄物資につきましては、食料を初め、毛布、生活用品、資機材など、できる限りの備蓄に努めておりますが、風水害につきましては、事前情報により、備えが可能であることから、車等での避難の際には、とりわけ毛布や炊飯器の残り御飯でいいんです、少量の食料などを持参していただけるよう周知してまいりたいと考えております。とりわけ、体育館ですから、自治会長を初め、皆さんから毛布のオーダーがあり、できるだけ備えているつもりですが、何しろ今治市は広範囲です。ですから、くるくるっと毛布を巻いて、1人が1つ持って避難所に来ていただく、そのことがどれほどに大切かといったことが今回の教訓でもあり

ます。

防災に関する電話網に関しましては、災害時には防災危機管理課への直通電話が災害対策本部室に転送されるよう整備しております。避難所となっている小中学校の体育館の和式トイレにつきましては、避難時にお年寄り、障害のある方が大変苦勞なされたことをお伺いしております。取り急ぎ、防災の観点から、和式トイレにはめ込むことができる災害用簡易トイレを早速配備いたしました。

一方、体制整備に関しましては、昨年度、常設の災害対策本部室を整備したことから、職員の初動体制がスムーズにとれるようになりました。支所におきましても、昨年6月の大雨の教訓から導入しました本庁職員の支所への動員体制が機能し、今回の難局を乗り切ることができました。また、本年4月には市職員OBを防災支援員に委嘱しております。

さらに、本年度から3カ年かけて整備しております同報系防災行政無線を初め、防災ラジオ、防災アプリ等、あらゆる情報伝達手段を活用して、市民の皆様へいち早く危険をお知らせし、避難などを呼びかけるシステムの整備を進めているところでございます。また、市民の皆様にも気象情報や、今治市が発表する避難情報等を注意深く聞いていただき、みずからの判断で早目に避難することの重要性について周知してまいります。今回、人的被害はほとんどありませんでしたが、市民の皆様には危険が迫っているときは空振りを恐れず、ちゅうちょすることなく避難勧告等を発令してまいりたいと考えております。

皆様、伊豆大島の災害は、まだ記憶に新しいところであります。町長が離島の会があるといったことで、タラップに足をかけたときに空を仰ぎ見て、「大丈夫かな。まあ大丈夫だろう」で乗って、そして島根県の隠岐の島に行きました。「さあ大変だ」というので帰ろうとしても、もう飛行機もないと。ですから、今、空振りを恐れずと言ったのは、用心にも用心を重ねて対応していく、そのことが大事であります。

私ども、市長、副市長、総務部長の3人の誰かは必ずこの今治市に、緊急のときに直ちに対応できる、そういう心の準備はいつもしておりますが、私が感心いたしますのは、警報が出ますと、職員が直ちに災害対策本部に集合いたします。その職員は主には部長、次長、課長、課長補佐いわゆる管理職。この早さが非常によく訓練されている。もちろん、防災危機管理課が中心となって、日ごろ、啓蒙・啓発しております。そういったこともあわせて災害対策本部、それから市民のそれぞれの役割を持っておられる方々、こういったことも大事であります。今後も、市民一丸となって関係機関、消防団、自治会及び自主防災会、それから愛媛県建設業協会の皆さんは重機を持ってしまして、蒼社川が氾濫しそうなときに劇的な効果を発揮いたしました。こういった方々のご協力をいただきながら、まさにオール今治で防災・減災に取り組んでまいります。

その他のご質問につきましては、関係理事者からお答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○渡辺英徳総務部長 丹下議員のご質問にお答えいたします。

まず、台風第18号被害からみる本市の災害時における危機管理体制についてのうち、2番目と3番目でございます。

2番目、今治市地域防災計画と今治市水防計画の修正の見通しについてでございます。

今治市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、今治市に係る災害に関し、今治市、愛媛県、関係機関及び公共的団体が全機能を有効に発揮し、市民の協力のもとに災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、今治市防災会議が策定している計画でございます。本市では、平成26年度に修正を行っております。また、今治市水防計画は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、水防法に基づき、水防管理者である今治市長が定めるもので、平成28年度に修正を行っております。両計画ともに、来年度の修正を予定しております。

修正に当たりましては、昨年4月の熊本地震や6月の大雨、本年7月の九州北部豪雨、あるいは議員ご指摘の9月の台風18号の教訓を生かしてまいります。また、災害対策基本法、水防法及び土砂災害防止法などの法律改正や指針等を反映させるとともに、今年度行われました愛媛県地域防災計画等の修正内容を反映させるものでございます。加えまして、避難所、被災者支援、救援物資の供給体制及び南海トラフ巨大地震に関する情報が発表された際の本市の対応につきましても検討を行い、次なる災害に備えるとともに、大規模災害対策の充実強化等を図っていく予定でございます。

次に3番目、避難準備・避難勧告発令時における対象地域の各自治会、自主防災組織に対する情報伝達と連絡網の整備についてでございます。

今回の台風18号では、避難準備・高齢者等避難開始を朝倉、玉川、大西、菊間地区全域に、避難勧告を朝倉地区の一部と蒼社川洪水浸水想定区域へ発令いたしました。避難勧告等や地域の避難所開設状況は、発令後直ちに、朝倉、大西地区におきましては有線放送設備で、菊間地区におきましては防災行政無線設備でお知らせし、設備のない旧今治市内と玉川地区においては、防災会事務局長を兼務いただいております校区自治会長並びに副会長に対し電話連絡するとともに、消防団や広報車での周知を行っております。

しかしながら、後日、市民から「風雨で広報車の内容が聞き取れなかった」、また自治会役員からも「避難所運営に従事しており、その後の連絡は携帯電話にしてほしい」などのご意見をいただきました。もとより、防災の重要な役割を担

っていただいている自治会、自主防災会の連絡体制の充実整備は非常に重要であると考えております。より迅速かつ有効な仕組みづくりに向けまして、現在、連合自治会との協議、検討を行っているところでございます。

次に、選挙公報についてにお答えいたします。

1番目の今治市長選挙並びに今治市議会議員選挙における選挙公報発行についてでございます。

国政選挙及び都道府県知事選挙におきましては、公職選挙法により、その発行が義務づけられている一方、都道府県議会議員選挙と市町村長、市町村議会議員選挙におきましては、条例を定めることにより発行することができるとされております。

2番目の、発行にあたり本市が必要とする手続についてでございます。

本市の市長及び市議会議員選挙における選挙公報の発行は、前述のとおり、条例の制定により可能となります。その上で、具体的な配布までの流れといたしまして、まず立候補の届け出と同時に選挙公報への掲載を希望される候補者に、申請書に原稿を添えて提出いただきます。そして、午後5時に立候補の届け出が締め切られた後、今治市選挙管理委員会で選挙公報への掲載順序を決定するくじを行います。その結果に基づきまして、直ちに印刷作業を開始し、印刷が完了しますと配布を行うこととなります。

3番目の早期実施に対する所見についてでございます。

選挙公報の配布により、候補者の政見などを周知することで情報格差の是正が図られ、投票率や政治への関心が高まることが期待されるところでございます。新たに市長、市議会議員選挙におきまして選挙公報を発行するといたしますと、次回、2021年に執行が予定されます選挙が1つのめどになると思います。その実施につきましては、関係団体や議会の皆様のご意見も頂戴しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○谷口芳史副議長 以上で答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

○丹下大輔議員 議長。

○谷口芳史副議長 丹下大輔議員。

○丹下大輔議員 選挙公報、そして災害時における危機管理体制と、2つの視座から市長並びに総務部長からご答弁を賜りました。

まず、選挙公報につきましては、私の質問の際にも切々とご説明申し上げましたとおり、全国の自治体でもこの選挙公報を基礎自治体の選挙においても発行しています。そして、政令指定都市を除く市区長選挙においても、選挙公報発行条例を制定していない団体が794団体中82団体しかないと。さらに、政令指定都市を除く市区議会議員選挙においても、条例を制定していない団体は794団体のうちの83団体、つまり条例を制定していない団体というのは10%余りという状況でございます。本市において、2021年が1つの今治市長選挙並びに今治市議会議員選挙の機会でもあります。ぜひここにおいて、まさに民主主義のインフラ整備の1つでもあり、またこの発行におけるコストは、私は財政的な負担、財政コストと捉えるべきではなく、むしろ民主主義のコストとしてお捉えいただきまして、次期今治市長並びに今治市議会議員選挙の折には、有権者の皆様方と候補者がしっかりと情報の非対象性を生むことなく、政策が起点とした、そういう選挙となるべく、選挙公報導入を改めて心から、心から、心からご要望させていただきたいと思っております。

そしてもう1点、防災、災害対策における各自治会、自主防災組織への情報伝達と連絡網の整備等についてご答弁をいただきましたが、この点について再質問させていただきます。

私、きょうは、台風第18号被害からみる防災対策という、大きな危機管理体制という大上段から質問させていただきましたのも、私も元来の心配性でございます。心配には心配をして、念には念を入れて、いざというとき、まさに有事の際にはしっかりと動き出す、そういう環境づくりというものを、改めて私なりの視点から質問させていただきました。

先ほど市長からもご答弁がありました。私の手元にも台風18号の気象警報が発表されてからの時系列表をいただいています。一刻一刻の決断と判断が、1つ誤れば人災に脅威が及ぶ大変な事態の中を、危機管理体制という中で、市長を初めとしてしっかりと対応いただいたと思っておりますが、その中で、さはさりながらも、長年の懸案といいたししょうか、いろいろなところで小耳に挟みます自治会並びに自主防災組織との連携というところをもう少しクローズアップして、ここがしっかりと強靱化できたら、より一層市民の皆さん方の自主避難を促進できる1つのツールになるのではないかと、こんな思いを持って、質問させていただいた次第であります。

ここから再質問であります。避難準備だったり避難勧告であったり、まさに市民の生命や財産の保持にかかわる大きな事態のときに、災害対策本部から、いわゆる地域に、どこにどういう情報がおりてくるかというのをご存じない、知らないという方々もまだいらっしゃると思っております。

そこで確認させていただきたいのですが、避難準備や避難勧告の情報は、災害

対策本部から対象地域の自治会にどのような系統で情報伝達されるか、もう一度確認させていただきたいと思います。例えば、本部から各校区の自治会長に伝達されるのか、それとも、その中には、例えば旧今治市内で言えば3人の副会長がいらっしゃると思いますが、3人の副会長も含めた4人に伝達されるのか。1人なのか4人なのか、この点について確認させていただけますか。

○渡辺英徳総務部長 お答えいたします。

先ほどご答弁申し上げましたとおりでございますが、有線放送、同報系防災行政無線設備のない旧今治市内、玉川地区におきましては、自治会長、そして副会長3人全員に電話でご連絡をするようになっております。

以上でございます。

○丹下大輔議員 議長。

○谷口芳史副議長 丹下大輔議員。

○丹下大輔議員 ありがとうございます。

その上で、もう1つ踏み込んで確認をしたいのですが、今回、台風18号の避難準備が17日の14時30分に玉川地区、計290世帯、683人に発令されました。この段階から自治会長と自治会の副会長の4人に連絡が入ることではありますが、今回のケースの場合、何人の自治会長と副会長に電話をして、これは伝達しただけではなくて、伝達してからちゃんと相手方に伝わった、正確に伝わった実数、伝達した人数と、確かに伝達をし終えた実数を教えていただけますか。

○渡辺英徳総務部長 お答えいたします。

電話連絡を行いましたのは、旧今治市内11校区44人、玉川は全地域でございますが、1校区32人、全ての方に連絡がついております。

以上でございます。

○丹下大輔議員 議長。

○谷口芳史副議長 丹下大輔議員。

○丹下大輔議員 全員に電話連絡が伝わったということで承知いたしました。

とするならば、先ほどのご答弁の中に、「避難所運営に従事しており、その後の連絡は携帯電話にしてほしい」と、自治会役員からご要望があったという答弁

がございました。これはあくまで私の推察であります。災害対策本部が自治会長、あるいは自治会の副会長、そうしたキーパーソンに電話をかける、連絡するといったときに、固定電話しか把握していなかったのではないかと感じるわけであり。こういう緊急事態のときは、固定電話はもちろんのこと、携帯電話の活用もあわせて連絡網を整備しておく必要があるのではないかと感じました。例えば東京都立川市では、この電話の連絡を、携帯電話、固定電話を含めてであります。キーパーソンにまずはメールを送ると。メールの情報通信網が途絶えればそれで終わりかも知れないのですが、まずメールで連絡をする。そして、あわせて携帯電話にかける、この重層的な構造をつくっているというのも先進事例だと思っております。したがって、今回の事例、大変細かいところまでお聞きしましたが、この電話の連絡網をもう少し強化すべきではないかと改めて感じたわけであり。

次の質問に入りますが、答弁の中で、迅速かつ有効な仕組みづくりとありました。これは、私が先ほど来、質問の中でも申し上げておりました電話連絡といましようか、情報の連絡網の整備というところと符合するのか、それとも似て異なるものになるのか、ちょっとわからない部分がございますので、部長の答弁にもございました、その仕組みというものを、現時点においてどういうものを想定しているのか、この点についてお聞かせいただけますか。

○渡辺英徳総務部長 お答えをいたします。

議員のご発言にもございました携帯電話、そしてメール網、これが基本でございますけれども、そのほかにも愛媛県の防災メール、ヤフー防災速報アプリ、そういったものの登録も推奨してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丹下大輔議員 議長。

○谷口芳史副議長 丹下大輔議員。

○丹下大輔議員 時間も残りあとわずかですので、端的に最後の再質問をさせていただきます。

そうしますと、携帯電話の活用も含め、ある種の副次的と言ったら語弊があるかも知れませんが、ヤフーのインターネットツールであったり防災アプリを使っていくということに加えて、何回も繰り返しをいたしておりますが、この電話の連絡網、とりわけ自治会並びに自主防災会、自主防災組織との連携体制は、喫緊の課題、特に旧今治市内においては防災行政無線が整備されていない、つい

ている地域があって、玉川、そして旧今治市内においてはついていない、そうした状況においては、この電話の連絡網が私は緊急的かつ焦眉の課題だと。焦眉という言葉は何回も繰り返して恐縮でございますけれども、ここは眉を焦がしてでもやらなくてはならない、そうした課題だと思っています。

先ほど、最後の答弁の中で、ここが私、一番重要なところだと思いました。これを進めていくために、現在、連合自治会との協議、検討を行っているというご答弁をいただきましたが、現時点において、ようやく進み始めたなという感をいたしているわけでありますが、現在どういう協議、そして検討をしているのか、その進捗状況を教えていただけますでしょうか。

○渡辺英徳総務部長 お答えいたします。

台風 18 号の後、連合自治会の総務生活部会におきまして、既に数度、この協議を重ねております。今後につきましても、継続して協議、検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丹下大輔議員 議長。

○谷口芳史副議長 丹下大輔議員。

○丹下大輔議員 ご答弁をいただきました。

協議をぜひ前に前に進めていただきまして、一刻も早い連絡網の整備、そしてまた、自治会並びに自主防災会との緊密な連携体制の構築が、恐らく命を守っていく最大のツールになる、いざというときのガバナンスとしても危機管理上としても、菅市長もおっしゃっています、まさにこの市民 16 万人の命、誰 1 人も欠けることなく全てを救っていく、命を守っていく、そういうまちづくりをしていきたいと。私はまさにそのとおりだと思っています。だからこそ、自治会、そして自主防災会と市民の皆さん方が連携、連動して情報網を早期に整備していく。その仕掛け、仕組みについては、まさに衆知を集めて事に当たっていくというのが最も喫緊の必要課題だと思います。

最後に、市長のご発言を引用させていただきまして終わりたいと思いますが、市長は、2015 年 9 月 18 日に、この今治市議会の平成 27 年第 5 回定例会でこういうご発言をされています。「市政懇談会『市長と語ろう』で各地区を回らせていただいております。市民の皆様の生の声をお聞かせいただく中で、防災に関すること、とりわけ災害時における情報の伝達の仕方についての関心がとても高く、幾度となく関連するご質問やらご意見をいただいております」こういうご発

言がございました。まさに私は、この情報の伝達の仕方、これこそが、先ほど来指摘させていただいておりました命を守る連絡網の整備につながると思います。たった1つでもいい、このたった1つの情報が多くの命を救うこともあるし、1分1秒の間違いで多くの命を奪ってしまったのも、2011年の東日本大震災で、もう1つ我々が得た教訓だと思います。50年に一度、100年に一度の災害が今治市においても起きないという、もうその安全神話は完全に崩れました。今こそ、その危機に対して、本気になって16万人の市民の命を守り切る、その覚悟でもってこの問題に取り組んでいただきたい。このことを切にご要望させていただきまして私の質問を終わります。

以上です。

○谷口芳史副議長 再質問なしと認めます。

以上で丹下大輔議員の質問を終わります。